

様式第3号

法人番号	
------	--

平成31年 月 日

大阪府教育長 様

設置者所在地

設置者名

代表者名

印

平成30年度大阪府私立高等学校等授業料支援
補助金変更交付申請書

平成30年11月22日付け大阪府指令教私第2991号で交付の決定を受けた平成30年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金について大阪府補助金交付規則第6条第1項第2号及び大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき下記のとおり変更して下さるよう申請します。

記

- | | |
|-----------|----|
| 1 既交付決定額 | 0円 |
| 2 変更交付申請額 | 0円 |
| 3 差額(2-1) | 0円 |
| 4 変更理由・内容 | |

担当部課名	
担当者	
電話番号	

5 総括表

設置者名		法人番号	
学校名		学校番号	

補助事業の目的及び内容	生徒の教育に係る経済的負担を軽減するため。
補助事業の経費の配分	全額を授業料の支援に要する経費に配分する。
補助事業の経費の使用方法	直接、授業料の支援に要する経費に充当する。
補助事業の完了の予定期日	平成31年3月31日
補助事業の効果	生徒の教育に係る経済的負担を軽減し、生徒の就学を支援する。
授業料支援の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 1 還付 その方法 <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div> <input type="checkbox"/> 2 授業料と相殺 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 学期分 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 月分

【注記】

(1) 2以上の高等学校等を設置する設置者にあつては学校別に作成すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

[通信制課程] (旧々制度) (就学支援金旧制度) ※平成22年度以前入学の者のみ記入すること

項目 年次	在学生徒数 (基準日時点)			③の生徒の 登録単位数	授業料 (1単位あたり)		7以外の 経常的納付金	授業料 [第3条第1項] 7+(I×3/74)	標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第3号]	授業料の額 [第3条第2項] U≥I=I U<I=U	交付決定額 (F)			変更後 (G)		差引 (G) - (F)		
	①	②	③		(7)	(I)					所得 区分	補助限度額	生徒数	補助金申請額	生徒数	補助金申請額	生徒数	補助金申請額
	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	円/人		円	人	円	人	円	人	円
1 年次											A	408			0	0	0	0
											B	2,814			0	0	0	0
											D	-			0	0	0	0
											1年次計		0		0	0	0	0
2 年次											A	408			0	0	0	0
											B	2,814			0	0	0	0
											D	-			0	0	0	0
											2年次計		0		0	0	0	0
3 年次											A	408			0	0	0	0
											B	2,814			0	0	0	0
											D	-			0	0	0	0
											3年次計		0		0	0	0	0
4 年次											A	408			0	0	0	0
											B	2,814			0	0	0	0
											D	-			0	0	0	0
											4年次計		0		0	0	0	0
合 計	0	0	0	0							A	408	0	0	0	0	0	0
											B	2,814	0	0	0	0	0	0
											D	-	0	0	0	0	0	0
											合計		0	0	0	0	0	0

【注記】

- (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点で在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。
- (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。
- (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。
- (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。
- (5) 「7以外の経常的納付金(I)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。
- (6) 学科・コース等によって「授業料（1単位あたり）(7)」又は「7以外の経常的納付金(I)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

【通信制課程】（旧々制度）（就学支援金新制度） ※平成22年度以前入学の者のみ記入すること

項目 年次	在学生徒数 (基準日時点)			③の生徒の 登録単位数	授業料 (1単位あたり) (7)	7以外の 経常的納付金 (4)	授業料 [第3条第1項] 7+(4x3/74) (7)	標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第3号] (イ)	授業料の額 [第3条第2項] ウ≥エ=エ ウ<エ=ウ (オ)	交付決定額 (F)			変更後 (G)		差引 (G) - (F)	
	①	②	③							所得 区分	補助限度額	生徒数	補助金申請額	生徒数	補助金申請額 (F)	生徒数
	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	円	人	円	人	円	人	円
1年次										A	408			0		0
										B	2,814			0		0
										D	-			0		0
										1年次計		0		0		0
2年次										A	408			0		0
										B	2,814			0		0
										D	-			0		0
										2年次計		0		0		0
3年次										A	408			0		0
										B	2,814			0		0
										D	-			0		0
										3年次計		0		0		0
4年次										A	408			0		0
										B	2,814			0		0
										D	-			0		0
										4年次計		0		0		0
合計	0	0	0	0						A	408	0	0	0	0	0
										B	2,814	0	0	0	0	0
										D	-	0	0	0	0	0
										合計		0	0	0	0	0

- 【注記】
- (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点で在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。
 - (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。
 - (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。
 - (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。
 - (5) 「7以外の経常的納付金(4)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。
 - (6) 学科・コース等によって「授業料（1単位あたり）(7)」又は「7以外の経常的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

6-2 授業料支援補助対象経費算定表

連番	年次	授業料 (1単位あたり) (A)	単位数		年間授業料 [3-1(7)] A×B' (C)	施設整備費等 (D)	生徒在籍期間 (E)	授業料等		1単位あたりの補助限度額				支援補助金限度額 (年間) L×B' (M)	授業料の額 [第3条第2項] F≥G=G F<G=F (N)	Fに係る給付型奨学金又は授業料減免等の額 (O)	第6条第1項に規定する当該減免額 (P)	この行は非表示			当該年度において受給する就学支援金の額 (Q)	授業料の実質負担額 (M)-(O)-(P) (R)	補助金申請額 (R)≥(L)=(L) (R)<(L)=(M) (S)	備考	
			登録 単位数 (B)	この行は非表示 就学支援金対象単位数 (B')				授業料 [要綱第3条(1)] (C×D)×E/12 (F)	標準授業料 [指定要綱第2条(3)] ①10,032円×B' (G)	前々年度 所得区分 (H)	前年度 所得区分 (I)	補助限度額 [H×3/12+I×9/12] (J)	転退学等調整額 (K)					計 J+K (L)	学び直し支援金支給額 (非表示)	学び直し支援金対象授業料 (非表示)					学び直し支援金授業料超過額 (非表示)
			単位数 のうち、 就学支援金の対象となる 単位数を記載ください。 (旧々制度) (就学支援 ※平成22年度以前入)	支援補助金の対象となる 単位の履修期間を記載 ください。				29年度のランクを入力 (プルダウンか全角大文字) ※0ランクは記入、0ランク以上または 受給していない場合は空欄でお願い します。	30年度のランクを入力 (プルダウンか全角大文字) ※0ランクは記入、0ランク以上または 受給していない場合は空欄でお願い します。	授業料支援補助金対象期間にお ける授業料減免等の額を記載く ださい。	授業料支援補助金の 支給を受ける期間に おける学び直し支援 金の対象となる授業 料が計算されます。	(支援補助金対象期間において支給する額) ※履修単位が過剰単位を超えていても、受給する 支援金の額をそのまま記載ください。	本人番号 0					学校番号 0							
合	計	0	0	0	-	-	-	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

【注記】

- 行が不足する場合は、空白行を【コピー】の上、【コピーしたセルの挿入】により行を追加すること。
- 「就学支援金認定番号」の欄には、「高等学校等就学支援金受給資格認定番号」を入力すること。
- 「単位数」の「登録単位数(B)」欄には、生徒の年間登録単位数を入力すること。なお、このとき、「補助対象(30単位)(B)」欄は、年間の補助対象単位数である30単位を上限に自動計算。
- 授業料等における「施設整備費等(D)」の欄には、「6-1 授業料支援補助対象経費集計表」の「A以外の経常的納付金(I)」の額(年間)を入力すること。
- 授業料等における「生徒在籍期間(E)」の欄には、平成29年度(H29.4.1-H30.3.31)の生徒の在籍期間(見込み)を入力すること。
- 1単位あたりの補助限度額の前々年度収入の「所得割額」の欄は、保護者等の「前々年度収入に基づく」市町村民税所得割額の合計を入力すること。
- 1単位あたりの補助限度額の前年度収入の「所得割額」の欄は、保護者等の「前年度収入に基づく」市町村民税所得割額の合計を入力すること。
- 転退学や休学等による就学支援金の受給状況の変化や、保護者等の離婚等による所得区分の変更に伴い、補助限度額の調整が必要な生徒は、「6-3 補助限度額調整額内訳」を作成すること。
- 「授業料(F)」の欄には、当該生徒に係る第3条第1項に規定する授業料の額を入力すること。なお、当該生徒が転退学や休学等をする場合や所得区分「D」に該当する場合は、当該月数分について月割計算(円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て)により減額調整すること。(※自動計算)
- 「標準授業料の額(G)」の欄には、指定要綱第2条第3項に規定する標準授業料の年額(30単位を上限)を入力すること。なお、当該生徒が転退学や休学等をする場合や所得区分「D」に該当する場合は、当該月数分について月割計算(円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て)により減額調整すること。(※自動計算)
- 「Fに係る給付型奨学金又は授業料減免等の額(O)」の欄には、生徒が納めるべき「授業料(F)」に対し、給付型奨学金又は授業料の減免等を実施している場合はその額を入力すること。なお、月割計算等により円未満に端数が生じる場合は、円未満を切り上げる。
- 「当該年度において受給する就学支援金の額(Q)」の欄には、当該年度において、生徒が受給する「就学支援金」の額を入力すること。
- 「備考」の欄には、転退学や休学等による就学支援金の受給状況の変化や、保護者等の離婚等による所得区分の変動がある場合には、その内容(理由及び日付など)を簡潔に入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

【通信制課程】（旧制度）（就学支援金旧制度） ※平成23年度～平成25年度入学の者のみ記入すること

項目 年次	在学生徒数 (基準日時点)			③の生徒の 登録単位数 (4)	授業料		標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第3号] (イ)	授業料の額 [第3条第2項] ウ≥エ=エ ウ<エ=ウ (オ)	交付決定額 (F)			変更後 (G)		差引 (G) - (F)		
	①	②	③		授業料 (1単位あたり) (7)	7以外の 経常的納付金 (イ)			所得 区分	補助限度額 (円)	生徒数 (人)	補助金申請額 (円) (F)	生徒数 (人)	補助金申請額 (円) (G)	生徒数 (人)	補助金申請額 (円)
1 年次	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	1,532	0	0	0	0	0
										B	2,814	0	0	0	0	0
										C	5,220	0	0	0	0	0
										D	-	0	0	0	0	0
										1年次計		0	0	0	0	0
2 年次										A	1,532	0	0	0	0	0
										B	2,814	0	0	0	0	0
										C	5,220	0	0	0	0	0
										D	-	0	0	0	0	0
										2年次計		0	0	0	0	0
3 年次										A	1,532	0	0	0	0	0
										B	2,814	0	0	0	0	0
										C	5,220	0	0	0	0	0
										D	-	0	0	0	0	0
										3年次計		0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0						A	1,532	0	0	0	0	0
										B	2,814	0	0	0	0	0
										C	5,220	0	0	0	0	0
										D	-	0	0	0	0	0
										合計		0	0	0	0	0

【注記】

- (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点で在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。
- (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。
- (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。
- (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。
- (5) 「7以外の経常的納付金(イ)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。
- (6) 学科・コース等によって「授業料（1単位あたり）(7)」又は「7以外の経常的納付金(イ)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

[通信制課程] (旧制度) (就学支援金新制度) ※平成26年度～平成27年度入学の者のみ記入すること

項目 年次	在学生徒数 (基準日時点)			③の生徒の 登録単位数 (4)	授業料		標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第3号] (イ)	授業料の額 [第3条第2項] ウ≥エ=エ ウ<エ=ウ (オ)	交付決定額 (F)			変更後 (G)		差引 (G) - (F)			
	①	②	③		授業料 (1単位あたり) (7)	7以外の 経常的納付金 (イ)			所得 区分	補助限度額	生徒数	補助金申請額 (F)	生徒数	補助金申請額 (F)	生徒数	補助金申請額	
	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人		円	人	円	人	円	人	円
1年次										A	1,532			0	0	0	0
										B	1,532			0	0	0	0
										C1	2,814			0	0	0	0
										C2	5,220			0	0	0	0
										D	-			0	0	0	0
											1年次計		0	0	0	0	0
2年次										A	1,532			0	0	0	0
										B	1,532			0	0	0	0
										C1	2,814			0	0	0	0
										C2	5,220			0	0	0	0
										D	-			0	0	0	0
											2年次計		0	0	0	0	0
3年次										A	1,532			0	0	0	0
										B	1,532			0	0	0	0
										C1	2,814			0	0	0	0
										C2	5,220			0	0	0	0
										D	-			0	0	0	0
											3年次計		0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0						A	1,532	0	0	0	0	0	0
										B	1,532	0	0	0	0	0	0
										C1	2,814	0	0	0	0	0	0
										C2	5,220	0	0	0	0	0	0
										D	-	0	0	0	0	0	0
											合計		0	0	0	0	0

【注記】
 (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点に在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。
 (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。
 (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。
 (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。
 (5) 「7以外の経常的納付金(イ)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。
 (6) 学科・コース等によって「授業料（1単位あたり）(7)」又は「7以外の経常的納付金(イ)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

6-2 授業料支援補助対象経費算定表

連番	年度	授業料 (1単位あたり) (A)	単位数		授業料等 (D)	生徒在籍期間 (E)	1単位あたりの補助限度額		前々年度 所得区分 (H)	前年度 所得区分 (I)	補助限度額 [H×3/12+I×9/12] (J)	転退学等調整額 (K)	計 J+K (L)	支援補助金限度額 (年間) L×B' (M)	授業料の額 (第3条第2項) F≥G=G F<G=F (N)	(F)に係る給付型奨学金又は授業料減免等の額 (O)	授業料支援補助金対象期間における授業料減免等の額を記載してください。 (P)	学費直し支援金がその対象となる授業料を超過して支給されています。 (Q)	学費直し支援金対象授業料 (R)	学費直し支援金授業料超過額 (R)-(L) (S)	当該年度において受給する就学支援金の額 (O)	授業料の実質負担額 (M)-(O)-(P) (R)	補助金申請額 (R)≥(L)=(L) (R)<(L)=(R) (S)	この欄は (R)≥(M)→(M)-(Q) (R)<(M)→(R)-(Q) にて算出されています。 (円)
			登録単位数 (B)	就学支援金対象単位数 (B')			標準授業料 [指定要綱第2条(3)] @10,032円×B' (G)	前々年度 所得区分 (H)																
合	計	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【注記】

- 行が不足する場合は、空白行を【コピー】の上、【コピーしたセルの挿入】により行を追加すること。
- 「就学支援金認定番号」の欄には、「高等学校等就学支援金受給資格認定番号」を入力すること。
- 「単位数」の「登録単位数(B)」欄には、生徒の年間登録単位数を入力すること。なお、このとき、「補助対象(30単位)(B)」欄は、年間の補助対象単位数である30単位を上限に自動計算。
- 授業料等における「施設整備費等(D)」の欄には、「6-1 授業料支援補助対象経費集計表」の「A以外の経常的納付金(I)」の額(年間)を入力すること。
- 授業料等における「生徒在籍期間(E)」の欄には、平成29年度(H29.4.1-H30.3.31)の生徒の在籍期間(見込み)を入力すること。
- 1単位あたりの補助限度額の前々年度収入の「所得割額」の欄は、保護者等の「前々年度収入に基づく」市町村民税所得割額の合計を入力すること。
- 1単位あたりの補助限度額の前年度収入の「所得割額」の欄は、保護者等の「前年度収入に基づく」市町村民税所得割額の合計を入力すること。
- 転退学や休学等による就学支援金の受給状況の変化や、保護者等の離婚等による所得区分の変更に伴い、補助限度額の調整が必要な生徒は、「6-3 補助限度額調整額内訳」を作成すること。
- 「授業料(F)」の欄には、当該生徒に係る第3条第1項に規定する授業料の額を入力すること。なお、当該生徒が転退学や休学等をする場合や所得区分「D」に該当する場合は、当該月数分について月割計算(円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て)により減額調整すること。(※自動計算)
- 「標準授業料の額(G)」の欄には、指定要綱第2条第3項に規定する標準授業料の年額(30単位を上限)を入力すること。なお、当該生徒が転退学や休学等をする場合や所得区分「D」に該当する場合は、当該月数分について月割計算(円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て)により減額調整すること。(※自動計算)
- 「Fに係る給付型奨学金又は授業料減免等の額(O)」の欄には、生徒が納めるべき「授業料(F)」に対し、給付型奨学金又は授業料の減免等を実施している場合はその額を入力すること。なお、月割計算等により円未満に端数が生じる場合は、円未満を切り上げること。
- 「当該年度において受給する就学支援金の額(O)」の欄には、当該年度において、生徒が受給する「就学支援金」の額を入力すること。
- 「備考」の欄には、転退学や休学等による就学支援金の受給状況の変化や、保護者等の離婚等による所得区分の変更がある場合には、その内容(理由及び日付など)を簡潔に入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

【通信制課程】（新制度）（就学支援金新制度） ※平成28年度以降入学の者のみ記入すること

項目 年次	在学生徒数 (基準日時点)			③の生徒の 登録単位数	授業料		標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第3号]	授業料の額 [第3条第2項] ウ≥エ=エ ウ<エ=ウ	交付決定額 (F)			変更後 (G)		差引 (G) - (F)		
	①	②	③		授業料 (1単位あたり) (7)	7以外の 経常的納付金 (4)			7	生徒数	補助金申請額 (F)	生徒数	補助金申請額 (F)	生徒数	補助金申請額	
	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円	人	円	人	円	人	円	
1年次									A	1,532			0	0	0	0
									B	1,532			0	0	0	0
									C	2,814			0	0	0	0
									D	-			0	0	0	0
										1年次計			0	0	0	0
2年次									A	1,532			0	0	0	0
									B	1,532			0	0	0	0
									C	2,814			0	0	0	0
									D	-			0	0	0	0
										2年次計			0	0	0	0
3年次									A	1,532			0	0	0	0
									B	1,532			0	0	0	0
									C	2,814			0	0	0	0
									D	-			0	0	0	0
										3年次計			0	0	0	0
合計	0	0	0	0					A	1,532	0	0	0	0	0	0
									B	1,532	0	0	0	0	0	0
									C	2,814	0	0	0	0	0	0
									D	-	0	0	0	0	0	0
										合計			0	0	0	0

- 【注記】
- (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点で在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。
 - (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。
 - (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。
 - (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。
 - (5) 「7以外の経常的納付金(4)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。
 - (6) 学科・コース等によって「授業料（1単位あたり）(7)」又は「7以外の経常的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

